

札幌地方裁判所小樽支部御中

2024(R6)年8月23日

北海道磯谷郡蘭越町富岡1035-3

請求人（告発人） 野村一也

付審判請求審を担う裁判体の適性に関する意見書

2023(R6)年7月23日に受理された付審判請求の基となる告発は、令和5年（わ）第28号汚職庁の妨害に対する国家賠償請求事件（以下「国賠」という）と背景が全く同一である。また、国賠の原告は、請求人（告発人）と同一である。

小樽の合議体の長たる大倉康広は、国賠の原審を担当し、棄却を決定した。それに対し、請求人（国賠原告）は、不服として控訴し、現在は上告の段階にある。上告理由は、国賠の原審および控訴審の裁判体双方が、請求人（国賠原告）に対し、手続きに瑕疵を揚げている。なお、大倉康広を裁判長とする原審裁判体に対しては、控訴理由書第1控訴の理由において、詳細を主張しているので参照されたい。

以上のとおり、背景を同一とする事件の民事裁判において、手続きの瑕疵を理由として上告審が行われようとしているさなか、背景を同一とする事件の刑事裁判の付審判請求審において、国賠原審で手続きの瑕疵を訴えられている裁判体が担当することは、公正性の担保上の問題は明らかである。

ゆえに請求人は、付審判請求審を大倉康広以外の裁判官が担当することを求める。

以上